

令和8年8月

お客さま各位

関信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、関信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めており、既にお知らせをしておりますとおり、令和8年10月1日から、手形・小切手のお取扱いを一部変更いたします。

つきましては、令和8年10月1日以降に振出された手形・小切手のお取扱いに関する変更内容をご案内いたしますので、下記スケジュールとあわせて別添資料の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

手形・小切手電子化に向けたスケジュール

時 期	施 策	内 容
令和7年3月31日	当座預金の新規口座開設の終了	令和7年4月1日以降、当座預金の新規開設はできません。
	令和9年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止	支払期日が令和9年4月1日（木）以降の手形・小切手の代金取立はできません。
令和8年3月31日	手形帳・小切手帳の発行停止	令和8年4月1日以降、手形帳・小切手帳の新規発行はできません。
	「署名鑑印刷サービス」の終了	令和8年4月1日以降、「署名鑑印刷サービス」は利用できません。
令和8年4月1日	「当座勘定払戻請求書」の取扱い開始	小切手に代わる当座預金からの出金手段として、当座勘定払戻請求書の取扱いを開始しています。
令和8年9月30日	「手形・小切手の振出期限」の設定	令和8年10月1日以降に振出された手形・小切手は当座預金から支払できません。
	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了	令和8年10月1日以降、他行振出の手形・小切手の預金入金はできません。
令和9年3月31日	代金取立の停止	令和9年4月1日以降、手形・小切手の代金取立はできません。
	証券類の受入停止	令和9年4月1日以降、証券類の代金取立はできません。

以上